

峰崎直樹君 私は、日本社会党・護憲民主連合の峰崎でございますが、昨年七月に北海道選挙区で当選をしましてまいりました。

それらの選挙活動の中を通じましても、多くの障害者の方々から御支援をいただきまして、二十一世紀の福祉を考える会、こういったような組織をつくりまして、いろいろとこの問題についても議論をしましてまいったわけでございます。その人たちの声も含めて、実は福祉機器開発の基本的なあり方において、私どもの言葉では、これはまだ勝手につくっている言葉ですが、対話型の研究開発というものが重要だ、言わんとする意味は、本当に末端の障害者の人たち、それからこの会の中には工房で義手をつくっている方とか、そういう製造に従事されている方々の声も研究開発に本当に活かしていただけないか、こういう声が大変強いわけでございます。

この法案につきまして、そういう要望、これ法律の第三条第三項の中で、いわゆる「福祉用具の研究開発と普及が相互に連携して行われるように留意しなければならない。」、こう書いてありますが、冒頭に大臣から、これらの点についてのまず基本的な考え方だけお聞かせ願いたいと思います。

国務大臣（丹羽雄哉君） 福祉用具の研究開発を進めるに当たりましては、もとより高齢者や心身に障害のある方々の利用者の、先生今末端のというお言葉をお使いになりましたけれども、利用者の御意見、御要望などを活かしていくことが極めて重要である、このように考えております。

こういうような観点から、今度の法律案のねらいの一つといたしまして、高齢者や心身に障害がある方々の御意見あるいは御要望が行政や研究開発を担当する関係者などにつながるようなシステムをつくることといたしております。そのための、先生も御指摘がございましたけれども、条項も織り込んでおるところでございます。

いずれにいたしましても、高齢者や心身に障害のある方に真に喜んでいただけるような、まさに先生が冒頭御指摘になりました対話型の研究開発を目指してこれからも一層の推進を図っていききたい、このように考えておるような次第でございます。

峰崎直樹君 通産省の方にお聞きしたいと思うんですが、この法律の目的のところ、第一章の第一条に「この法律は、」以下云々と書いてありまして、もちろんこの「福祉用具の研究開発及び普及を促進し、もってこれらの者の福祉の増進に寄与し、」ということですが、そしてその次なんです、「あわせて産業技術の向上に資することを目的とする。」、こう記載されておるわけでございます。この意味するところというのは、ちょっと福祉という観点を離れまして、この機器をつくっている産業といいますか、そういう産業を育成し、さらに発展をさせていくという産業政策という観点はこの中に入っているのか

どうなのか、その点お伺いしたいと思います。

政府委員（松藤哲夫君） 産業政策というのはなかなか定義が難しゅうございまして、いろいろな意味で使われておるわけでございますけれども、福祉のニーズに的確に対応するという形で福祉機器産業が発展するということは、福祉を充実していくという上で非常に重要であると思っております。逆に、福祉のニーズに対応できないような製品しかつくれないのであれば、結局産業も発展しませんし、その機器を必要とする方々も非常に不便な状態に置かれたままで終わるといってございまして、理想的には、福祉のニーズにきちっと適応した製品がメーカーで供給できて、したがって使用者側も大変ハッピーであり、また製造者側も発展するというのが非常に望ましい姿であると思っております。

それで、先ほども議論が出ておりましたけれども、何といたってもやっぱり多品種少量生産で非常に中小零細企業が多いということでございますので、そういうところの技術力あるいは製品製造力を強化することによりましてこのニーズに的確にこたえていく、そういう産業構造あるいは技術開発を行っていきたいというのが我々の願いでございまして、そういう意味では産業政策的な視点が入っているというふうに御理解いただいても結構かと思えます。

峰崎直樹君 私は、先ほど横尾局長がお答えになりましたように、将来的な潜在的なニーズというのは大変大きくなっていく可能性を持っている—それだけにぜひとも産業としても育成していかなくちゃいけないなと思っております。地元で、今それらの産業といいますが本当に小さな工房だとか中小企業が多いのでありますが、その方々も切に自分たちの業の発展のために大いに支援してもらいたい、こういう要望などが強いのであります。

さて、そのときに、産業政策という観点、ちょっときょうは厚生委員会ですから、本来福祉の話をしなくちゃいけないんですが、これ通産省も所管していますので、産業政策という観点で私は三つ非常に重要な点があると思っております。

第一は、今お話ししたニーズ、もっと言いますとマーケットに対する感度が非常にすぐれていなくちゃいけない。第二点目は技術水準、その産業が進めていく非常に技術というものが高くななくちゃいけない。恐らく、これは研究開発等で今五十五の研究組合なども含めて進められている、あるいは国立リハビリテーションセンターだとか、テクノエイド協会だとか、そういったところで技術水準が高められようとしている点だと思います。三点目には、その産業の担い手が非常にすぐれていなくちゃいけない。この三つが私は非常に重要だというふうに思っております。

今度の法案を見ますと、その産業のねらい、中心が福祉の観点、そしてそれを研究、そしてそれを普及させるという、非常に重要なんですが、この製造事業者に対する措置、それが今申し上げた三点に関連してさまざまな助成だとか情報提供だとか援助というのがありますが、それを進めている実際の担い手は中小企業家かもしれませんが、工房で実質は

つくっているかもしれません。そういう人たちに対する支援措置といいますが、ちょうどあたかもビル・クリントンさんはアメリカでそういう技術訓練というか、それを担っている人たちの職業訓練というものを非常に高めようということで産業政策を強めているわけですが、まだ市場が非常に小さい、ロットが小さい、そういう分野でそういうことをいきなり求めてもなかなか大変なのかもしれませんが、そういうことに対する手当てというものは何か考えられておるのでしょうか。

政府委員（松藤哲夫君） 福祉機器のメーカーはほとんどが中小企業であるわけですが、中小企業のメーカーに対しあるいは流通業者に対しましては、先ほど申し上げましたように一般的な中小企業施策に加えまして、開銀からの低利融資制度というものが設けられておるわけでございます。

そういうことで、従来からいろいろな形で支援してまいりましたけれども、今回のこの法律のわらいというのは、こうした中小企業者等が、いわば国が開発したいろんな技術あるいは現在既に民間で開発されているいろんなハイテク技術、これを福祉機器というものに具現化していく上で、何としてもやっぱりマーケットも小さいですし企業の体力も弱いし、なかなか実際に製品化に挑戦するということはリスクも大きいわけございまして、そこを何とか支援することによりまして中小企業者でも新しい技術を使って新しいニーズに合った福祉機器を開発していくことができるように、資金的な援助、具体的には補助金でございますが、これを交付しようとするものでございます。

したがって、私どもといたしましては、これは別に中小企業者に限るわけございせんけれども、何といても中小企業者というのは資金的あるいは技術的にも若干大企業に比べるとハンディキャップがある企業が多うございますから、そういうところに十分留意しながら本法律の制度を運用してまいりたいと考えております。

峰崎直樹君 金融的あるいは財政的な補助システムというのは非常に重要だと思うんですが、私は末端のそういうつくっていらっしゃる方にいろいろお話を聞いてみたら、そういう面も非常に重要なんだけど、やはり一緒に何かつくりたい。情報が本当に、今最先端で進んでいる分野の技術的な問題も重要なんだけど、しかし末端で使っている人たちのニーズだとか、そういう意味で産学共同というんですか、ユーザーも含めたそういうシステムみたいなものが地域でできないものだろうか、こういう要望が非常に強い。これは要望でございますので余り答えは今いただかなくて結構なんです、私は、そういうところの技術水準というものを底上げしていくということが非常に今地域で求められているということだけ要望として申し上げておきたいと思うんです。

それで、先ほどちょっとこれは日下部委員の質問に答えられていた中身で、一品一種生産も可能なような状況であるということで、確かに日本の技術というのは少品種少量生産でもやっていけるような非常にすごい、そういう意味では福祉機器をつくるのには非常に

フィットしているのかなと思っているわけです。ただ、産業の世界でも、最近ではそういう日本のすぐれた少品種少量生産といいますか、そういう技術そのものが本当にそこまでの多様性というのが求められているのかというような市場の側の反応というのものもあるやに聞いているわけです、これはもっと意見の分かれるところかもしれないんですが。

福祉の分野の補装具の交付だとか、さまざまな今度は実際に使われている側の観点からして非常に心配するのは、私は、福祉機器が確かに一人一人の個人のニーズに合っているそういうものをつくりたいということと、それから、そのことをすることによってその人の持っている潜在的な能力というものを失ってしまう危険性というのが同居しているんじゃないか。その意味では、福祉機器というものの性能とそれからそれを実際に使っている人をフィットさせる人、先ほど言いました更生相談所だとかそういうところで実際にタッチしている人たちの、本当にこの人はどういう能力を持っているんだ、だから余りにもフィットし過ぎるものを使うとその潜在的な能力を殺してしまうかもしれないという、そういう非常に難しい判定というものがこれから要せられる分野が出てきているんじゃないかと思うんです。

そういった点で、これは厚生省さんになるんでしょうか通産省になるんでしょうか、やはり実際に末端の現場でつくっている人の能力といいますかそういうものを見る目といいますか、そういった点についての何らかの研修だとか含まれて検討されていることがあれば教えていただきたい。

政府委員（横尾和子君） 福祉用具については、私自身は極力ぴったりとしたものであるべきだというふうに思っております。もちろん、今回御提案申し上げました福祉用具の定義の中には、幅広いものが含まれておりますから、訓練のための機器というのも入っております。ですから、訓練の場においてしかるべき訓練が行われるということは大切ですが、それ以外の日常の場では、自分の洋服のようにぴったり合って快適に暮らせるというのが原則ではないかというふうに思っております。

それを、ぴったり合っているというものは実際にこれまで使われてこなかったことの理由の中に、快適に使うためにも使い方についての若干の調整の期間というのが必要であるにもかかわらず、それが行われなかったために使い勝手が悪いとして捨てられてしまうというようなことがあります。したがって、おっしゃるように助言というのは大变的確に行われなければいけないということは事実だろうと思うんです。それにつきましては、先ほど日下部委員にもお答えしましたように、私どもは、幅広い研修を今後とも充実させまして多くの方々が知識を持っていただけるように努めてまいりたいと存じます。

政府委員（松藤哲夫君） ただいまの先生の御指摘というのは非常に大事なポイントについておられるなと思っておるわけでございまして、確かに、例えば寝たきりになってし

まうと本人も周りも楽だから、逆に寝たきり老人をふやしているのではないかという議論をよく聞くわけでございますけれども、私どもとしては、この機器開発の中で、特に機能回復ということに非常に重点を置いた機器開発を従来からやってきておりまして、身体障害者用機能回復訓練装置あるいは言語障害者用発声発語訓練装置、こういったものの研究開発に相当努力してきておるところでございます。

余りフィットし過ぎるために、かえってそれになれてしまって機能が失われてしまう、あるいは回復するかもしれない機能が回復しなくなってしまうというようなことがあってはかえってマイナスの面があることは御指摘のとおりだと思っております、そういう点を踏まえて、例えば先ほど申し上げました標準基盤の確立ということで、「くらしと」I Sセンター」などにおきまして機器、材料の試験・評価方法の確立、設計ガイドライン等の提示を考えておるわけでございますけれども、そういう研究の中で御指摘の点は十分に留意していかなければいかぬというふうに思っております。

峰崎直樹君 もう時間が来てしまいましたので最後にしますが、私は、実は福祉というのはそれほど専門ではないんですが、アビリティという言葉があるやに聞いているんです。これは、本当に経済なんかを進める上においても非常に応用できる言葉だというふうに私は思っております、ぜひともいわゆる能力を引き出していくような、アビリティを引き上げていくようなそういう機器開発というものを求めておきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、これも答弁は必要ないんですが、私は北海道という地域におります、非常に雪国であるという特性を持っております。冬場の道の中を車いすです通っていらっしゃる方の苦労だとか、あるいは義足などを使っている方の、そういった意味での地域には地域なりの情報が、例えば都道府県の工業試験研究所であるとか寒地研究所だとか、そういう情報がございますので、ぜひともそういう情報も含めてこの機器開発、そして普及に応用するためにぜひとも利用していただきたい。そのことを申し上げます、私の質問を終わります。